

油処理装置の施設定期検査(社内)について

TEPCO

2022年8月24日

東京電力ホールディングス株式会社

第3回施設定期検査（社内）「油処理装置」について

1. 当年度4月1日時点の「実施計画Ⅱ」における供用期間中に確認する項目、要求される機能の確認

●要求される機能

(1)油分を含む滞留水の油分濃度を低減する能力を有すること。

(2)漏えい防止機能を有すること。万一、機器・配管から漏えいした場合においても、施設外への漏えい拡大を防止できること。

●供用期間中に確認する項目

油処理装置の処理により、回収された油分を含む滞留水の油分濃度が低減できていること。

2. 検査対象設備の妥当性

別紙1、2、3参照

3. 検査判定において、要求される機能を発揮するために必要な機器の点検手入れ範囲の確認

別紙1、2、3参照

4. 検査手順の妥当性

(1)運転性能検査

①油分を含む滞留水の油分濃度が低減されていることを記録等により確認する。

②ポンプ等の運転状態に異常のないことを記録等により確認する。

③排ガスシステムの運転状態に異常のないことを記録等により確認する。

(2)漏えい検知機能検査

①漏えい検知器が漏えいを検知し、警報が作動することを記録等により確認する。

5. 検査判定の妥当性

(1)運転性能検査：①油分濃度が8ppm未満であること。

：②油水分離装置及び油分解装置の運転状態に異常がないこと。

：③排ガスシステムの運転状態に異常がないこと。

(2)漏えい検知機能検査：①漏えいの信号により、警報が発生すること。

第3回施設定期検査（社内） 「油処理装置」について

- (1)運転性能検査①；油分濃度（8ppm）について
⇒目標値は10ppmとしているが、目標値を担保するため運転時の管理値を8ppm未満とした。
- (1)運転性能検査②；油水分離装置及び油分解装置の運転状態に異常がないことについて
⇒油処理装置の運転状態は、原水ポンプ、浮上油移送ポンプ、循環ポンプ、ブロー水受槽送りポンプ、油吸着樹脂塔送りポンプ、処理水第1モニタリング槽送りポンプ、処理水返送ポンプ等の系統の運転状態に異常のないことを確認する。
- (1)運転性能検査③；排ガス系統の運転状態に異常がないことについて
⇒排ガス系統の運転状態は、アルカリスクラバ、活性炭フィルタ、HEPAフィルタ、吸引ファン等の系統の運転状態に異常がないことを確認する。
- (2)漏えい検知機能検査①；漏えいの信号により、警報が発生すること
⇒油処理装置の漏えい検知器も検査(検査項目)とした。
判定基準は使用前検査受検時の内容と同じ「漏えいの信号により、警報が発生していること」とした。

【別紙1】 系統構成図

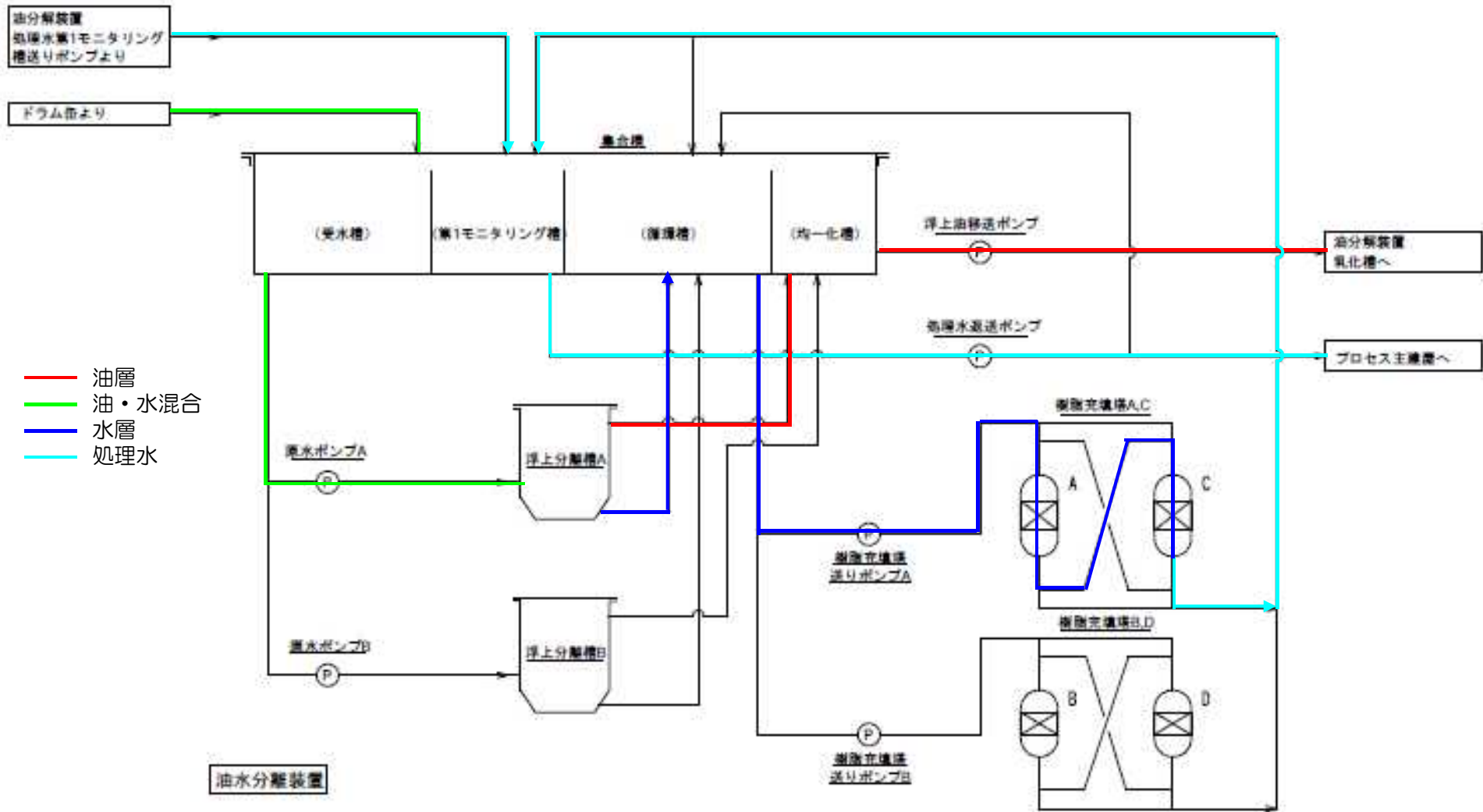


図-2 系統構成図
(1/3)

【別紙2】 系統構成図

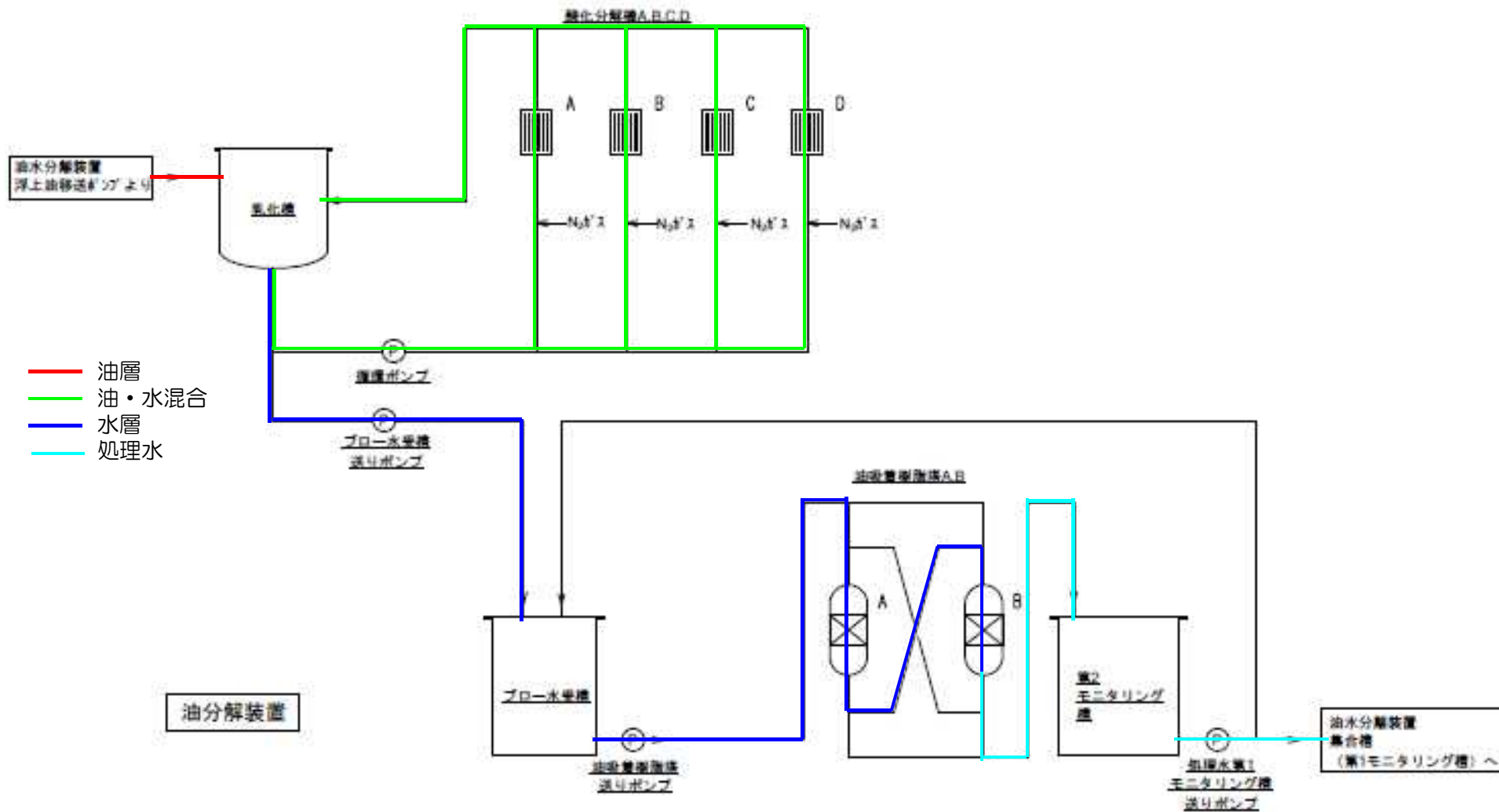


図-2 系統構成図

(2/3)

【別紙3】 系統構成図

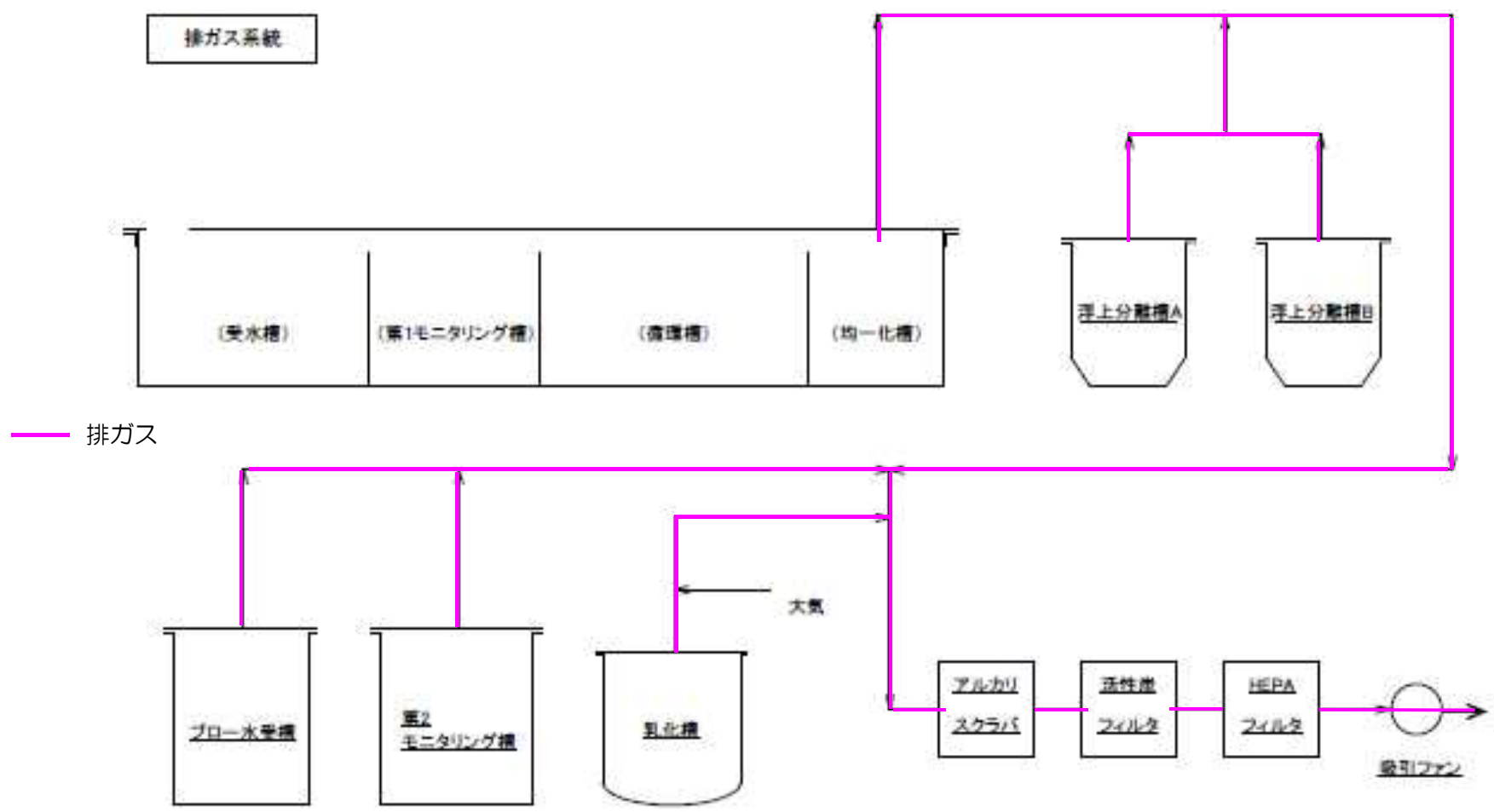


図-2 系統構成図
(3/3)

※排ガス系統：各槽からの排気ライン
及び希釈ライン